

六、考慮ス

一、ニラ年以上勤続者ニ限り工場法ノ規定ニヨリ之ヲ  
二、一ヶ月間皆勤者ニ付シ日給ノ一日分ヲ支給ス

二、従前通り

三、昭和三年二月迄勤続整理後設置ス

三、殊業分増ハ一時間毎ニ二厘ヲ支給ス

但シ(一)時間ニ付殊業ノ手間分増共ニ一令ニ限ル

以  
上

吾ら佐藤鉄工所全従業員は

闘争の火蓋を切った▼▲

團結の威力を今こそ揮ふのだ▼▲

ドシ底に迄オシツメられた俺達労働者の生活は益々彼等資本家階級の手際的好ムゴマカシによつてヨリ強変に掠取されるのみぞ  
俺達労働者は團結によつて、ヨリ好き生活條件を闘いによつて  
獲得し、べき唯一の道があるのみぞ。

俺達佐藤鉄工所全従業員も極度に劣悪な待遇に今迄忍びに  
忍んできた、

だが今や徒に隠忍自重のみが俺達の能じやないのだ。  
法律の要求に日本全員の労働者は起して、大衆的闘争の火蓋  
は切られたのだ。

俺達佐藤鉄工所全従業員三名は今こそ團結の力によつてその  
要求を掲げ資本家階級に迫った。

要求係項

一、解雇絶対反対

一、最低賃銀の制定三月五日鉄